

令和2年2月27日

内閣官房長官

菅 義偉 殿

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 斉藤 鉄夫

事務局長 高木美智代

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (第2次)

新型コロナウイルス感染症は、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が発生する事態となった。現時点では大規模な感染拡大が認められる地域がないものの、国内での感染拡大を最小限に抑える上で、極めて重要な時期を迎えている。

また、新型コロナウイルス感染症は、児童生徒や教員等への感染が確認されるなど、学校関係者における対策の強化も急務となっている。

こうした状況を踏まえ、政府は、2月25日昼、総理大臣官邸で新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、感染拡大防止策と医療提供体制の整備等を柱とする「基本方針」を決定したが、国民の不安は依然として大きい。こうした国民の不安を解消するためには、トップが先頭に立って情報発信に取り組むことが何よりも重要と考える。と同時に、この基本方針で決定した事項を着実かつ迅速に実施していくために政府をあげて取り組むことが何よりも重要である。

公明党においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、2月6日には、安倍総理に緊急提言を行ったところだが、今般の「基本方針」決定に鑑み、さらなる医療提供体制の整備等を進め、国民の生命と健康を守るため万全の対策を講じるよう、以下の通り緊急提言を行う。

1. 総理主導の体制の強化・情報発信の強化

- ① 総理主導の体制強化を図り、専門家とともに総理が記者会見等に臨むなど、情報発信の強化に取り組むこと。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策本部の下に、実働部隊として、各省庁の局長級の対策チームを設置する等対策本部の抜本的な体制強化を図ること。

2. 医療提供体制の拡充・強化

- ① 帰国者・接触者相談センターおよび外来の対象を柔軟に見直し、感染が疑われる方のアクセスが阻害されないように拡充を図ること。また、外来のかかり方について周知を行うこと。
- ② 感染者との濃厚接触者、無症状病原体保有者、感染者の入院および健康観察などの対応を分かりやすく統一して示すこと。
- ③ 指定感染症病床等が不足する事態が見込まれる場合には、一般医療機関の協力をさらに得るとともに、役割分担を明確にし、一般診療に影響が出ないよう事前に十分な準備を行うこと。
- ④ 介護および障がいの現場において感染の防止に最大限努めるだけでなく、万が一の場合の対応を早急に示すこと。
- ⑤ 抗 HIV 薬やアビガンなど医薬品の使用事例を共有し、重症化予防にあたること。
- ⑥ 保健所等の相談業務の体制強化を行うこと。

3. 検査体制の充実・強化

- ① 2月17日に厚生労働省から発出された事務連絡により、医師の総合的判断でPCR検査が実施できるようになったが、実態として迅速にPCR検査が行われていない例がみられる。肺炎などの重症化を防ぐ観点から、検査を医師が必要と認める場合の基準を明確化、統一化すること。
- ② PCR検査を待つことにより、治療の開始が遅れることがあってはならな

い。民間による検査について、質を担保した上で拡大して、検査体制の充実を早急に進めること。そのためにも、PCR 検査に対する保険適用を速やかに実施すること。

- ③ 産業技術総合研究所開発の新型高速 PCR 機器を新型コロナウイルス対策に可及的速やかに現場で活用するため、国立感染症研究所や地方衛生研究所とも連携して試薬開発、迅速な前処理キットによる臨床検体検査、試薬生産、機器製造等への更なる支援を、スピード感を持って積極的に行うこと。
- ④ 上記機器は 5～15 分と圧倒的短時間で検査出来るだけでなく、小型軽量で検疫現場等に簡単に設置出来ることから、その特性を活かした活用場所や検査対象を検討すること。例えば、クルーズ船内など検疫現場における医療関係者や政府職員、患者を受け入れている医療機関や宿泊場所の関係者、空港の入国管理現場などでの活用など、まずは試験的な投入も含めて検討すること。
- ⑤ 迅速検査キットの研究開発を促進し、国立感染症研究所および地方衛生研究所で検査にあたる人員が不足しないよう体制の拡充を図ること。

4. 働き方への配慮

- ① 通勤時間の混雑を軽減するため、テレワークや時差出勤などを強力に推進すること。
- ② 日本・中国間の人・モノの往来の急減のみならず、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業等を余儀なくされる企業に対し、雇用調整助成金の要件緩和など支援策を講じること。
- ③ 経済の影響の深刻化に伴い、中小・小規模事業者等に対する特別融資枠の上限の引き上げなど資金繰り支援策の拡充を図ること。

5. 学校現場や子どもたちの安全確保、感染防止

- ① 全ての学校現場において、手洗い及び咳エチケットなどの基本的な感染症対策の励行や、風邪の症状がある児童生徒は出席させない措置の徹底を図ること。また、こまめな換気の実施や温湿度の管理など適切

な環境の保持に努めること。

- ② 学校関係者の患者等の情報について、都道府県等の衛生部局から教育委員会等関係部局に対して適切に情報共有すること。
- ③ 学校において感染者が見つかった場合に、現場で取るべき対応がわかるよう、臨時休業等の対処方針を示すこと。
- ④ 仮に学校の設置者が臨時休業等を行った場合には、児童生徒等の学習に著しい遅れが生じないように学習を補うために適切な措置をとるよう配慮を促すこと。また、各学年の課程の修了の認定等に当たって教育課程上の弾力的な対応が可能であることを周知すること。
- ⑤ 教員が休んだ場合には、教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒等の学びや生活を支える支援といった学校に対する必要な支援を講じること。
- ⑥ 共働きの親（及びひとり親）が子ども（保育所等を含む）の監督のために、仕事を休みやすいよう、事業主に配慮するよう呼びかけること。

6. 受験生に対する配慮

- ① 感染により出席停止・自宅待機となった児童生徒等にも受験の機会が与えられるよう、追試験や振替試験等の受験機会の確保策を検討するよう高等学校や大学等に対して要請すること。
- ② 受験生の手洗い・うがい、咳エチケットの徹底や試験会場へのアルコール消毒薬の設置など、感染防止のための対策を講じること。

7. 留学生への支援

- ① 湖北省や浙江省のみならず、中国全土における留学生の安全確保のほか、私費による留学生にも必要な情報が行きわたるよう措置を講じること。
- ② 中国からやむを得ず帰国している留学生の奨学金や単位の認定に関して柔軟に対応すること。
- ③ 新学期を見据えて、中国から来日予定であった留学生の取扱いの考え

方について検討を行い、学校現場に示すこと。

8. 中国から帰国した児童生徒等への配慮

- ① 中国の日本人学校をはじめ中国から帰国した児童生徒が転入学を希望する場合には、弾力的な取扱いを行うなど就学機会の確保について教育委員会に要請すること。

9. 日本人学校への支援

- ① 日本人学校における危機管理体制を充実すること。
- ② 現在休校を余儀なくされている中国やその周辺地域における日本人学校の再開に向けて必要な支援を行うこと。

10. 学校行事等のイベントへの対応

- ① 卒業式や入学式について、児童生徒等の安全を確保しながら学校が対応すべき点について示すとともに、特にすでに感染が確認されている地域においては、実施方法の変更や延期、実施の可否も含めた対応を検討するよう周知すること。
- ② 児童生徒等が多数参加するスポーツ・文化イベントなどにおいて児童生徒等の安全確保に万全を期すこと。
- ③ 政府が主催するイベントについて、2月20日の厚生労働大臣のメッセージを踏まえて、子どもの参加や対面でのコミュニケーションの有無などイベントに応じて開催の必要性を改めて検討すること。

11. 差別・偏見の防止

- ① チャーター機およびクルーズ船において、公衆衛生上の協力をして下さった方、検疫や医療にあたって下さった関係者の人権を、全ての政策を総動員して守りぬくこと。また、ご家族や関係者に対する差別・偏見が生じないよう幅広く周知徹底を行うこと。
- ② 医療従事者やその家族が、不当に差別的な扱いを受けることのないよう、政府全体で対応すること。

- ③ 児童生徒等の間でいじめや偏見が生じないように、感染症に関する正しい知識と理解についての指導を求めるとともに、求めに応じスクールカウンセラーの派遣を支援するなど、心のケアに万全を期すことのできる体制を整えること。

12. 積極的な情報発信の充実

- ① 増えていく感染者数だけでなく、回復者数、重症者数、死亡者数について都道府県ごとにNHK等でまとめて発信すること。
- ② 専修学校や各種学校を含む全ての学校に必要な情報が漏れなくいきわたるようにすること。
- ③ 政府においては、ホームページのみならずSNSなど様々な手段を用いて支援に係る情報を発信するとともに、必要なフォローアップを行うこと。

13. その他

- ① 税の確定申告については、申告期限を延長すること。
- ② 公共工事およびその業務の年度末納期について、延長を認め、それに伴う費用についても手当てすること。

以上